



【資料2】

## 第2回 懇話会資料

# 袋井市水道事業の財政収支見通しと 料金改定について

令和6年7月19日

袋井市環境水道部水道課



# 目 次

- 1 第1回懇話会の質問に対する回答について … P. 3
- 2 財政収支見通しについて … P. 9
- 3 料金改定案について … P.14
- 4 水道料金の料金体系について … P.15

# 1 第1回懇話会の質問に対する回答について

## (3) 資本的収支 (第1回資料P.12の差し替え)

単位：千円(税抜)

種目 / 年度	H30	R1	R2	R3	R4	
収入	企業債	200,000	200,000	300,000	235,300	250,000
	その他	90,370	139,715	83,645	83,552	67,843
	計	290,370	339,715	383,645	318,852	317,843
支出	建設改良費	379,404	575,625	373,932	479,300	554,610
	元金償還費	278,061	281,412	289,090	298,990	277,902
	その他	143,185	104,826	74,549	125,580	99,437
	計	800,650	961,863	737,571	903,870	931,949
収支	▲510,280	▲622,148	▲353,926	▲585,018	▲614,106	

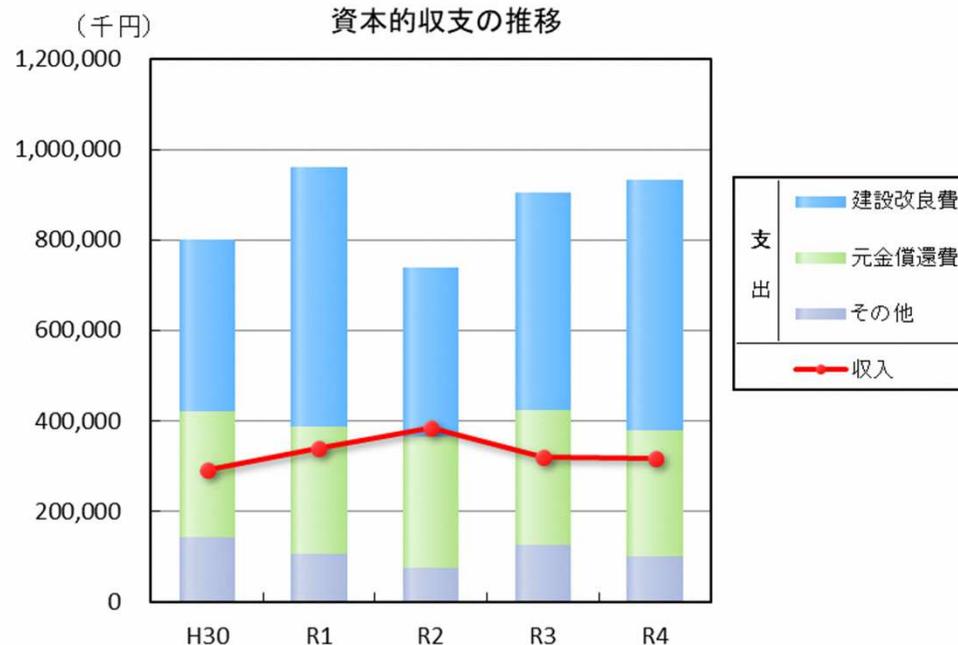
### 資本的収支

建物・施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものや、企業債の償還金等の費用とその財源となる収入。

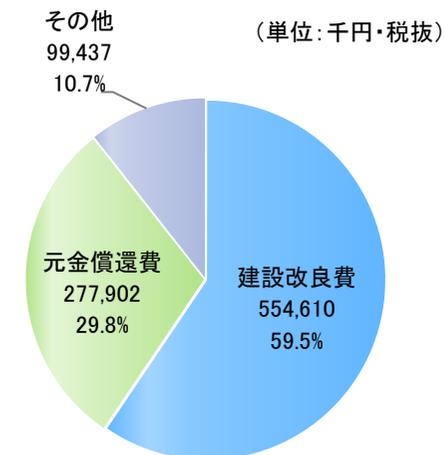
※収入の「その他」の内訳は、補助金、工事負担金、加入分担金等

※支出の「その他」の内訳は、人件費、固定資産購入費、委託料、手数料、備用品費、公有財産購入費、使用料等

・建設改良費は増加傾向であるが、管路や施設の耐震化事業を推進



資本的支出内訳(R4年度)



※「元金償還費」と「その他」の金額および割合を修正

## ● 近隣市の基幹管路口径について(第1回資料P.5の追記)

(単位：m)

事業体	管路 総延長	基幹管路 総延長	基幹管路 配水管		耐震適合性の ある管路延長	耐震管延長	基幹管路 延長の割合	耐震適合率	耐震化率
			対象口径	最大口径					
袋井市	738,102	202,532	150mm以上	500mm	99,649	93,882	27.4%	49.2%	46.4%
磐田市	1,382,258	40,037	300mm以上	400mm	29,312	21,550	2.9%	73.2%	53.8%
掛川市	1,060,306	96,412	200mm以上	600mm	48,688	30,862	9.1%	50.5%	32.0%
浜松市	5,489,609	391,288	400mm以上	1,350mm	217,802	160,607	7.1%	55.7%	41.0%
島田市	422,484	34,401	350mm以上	600mm	11,824	8,594	8.1%	34.4%	25.0%

※最大口径については、「令和3年度 水道統計」より

※管路総延長および基幹管路総延長は、「令和4年度 静岡県の水道の現況」より

※基幹管路延長の割合は、管路総延長に対する基幹管路総延長の割合を示す

袋井市は各地域に配水するための基幹管路の耐震化の促進を重点的に進めているため、基幹管路の対象を多く設定している。

## ● 袋井市の有効率の実績値

(単位：%)

	有収率	有効率
袋井市	91	92
磐田市	83	86
掛川市	85	92
浜松市	91	93
島田市	74	77
県内平均	83.7	87.5

※出典：令和4年度 静岡県の水道の現況

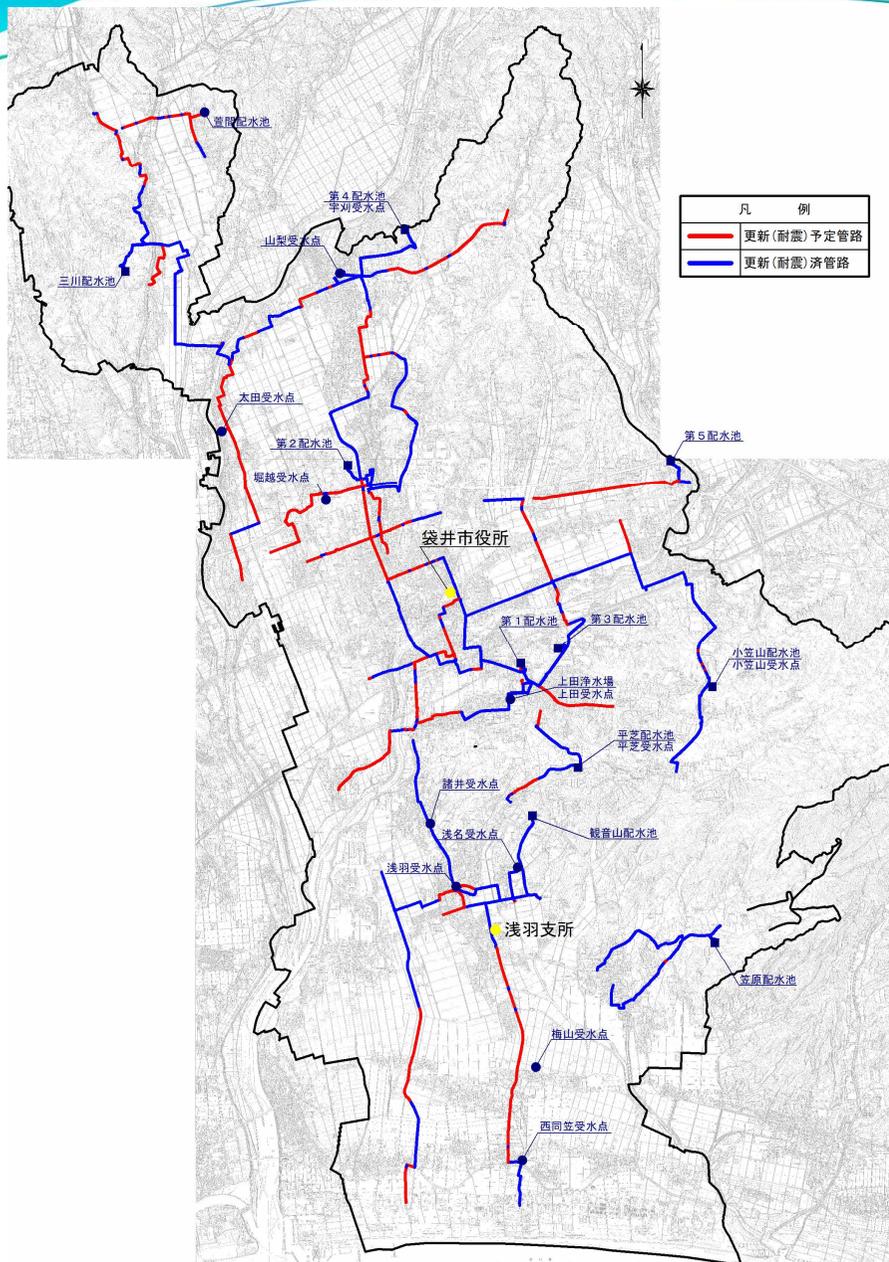
$$\text{有収率} = \text{有収水量} / \text{配水量} \times 100$$

料金収入の対象となった水量(有収水量)を配水量で除したものの。数値が高いほど、収入に直結した水量が多いことを示す。

$$\text{有効率} = \text{有効水量} / \text{配水量} \times 100$$

消火活動に伴う消火栓や工事後の洗管等、料金収入にはならないが有効に利用された水量と有収水量の合計である有効水量を配水量で除したものの。数値が高いほど、漏水が少なく、水道水が有効に使用されたことを示す。

# ●老朽管更新(耐震化)第2次計画の進捗状況と効果



## ●耐震化に向けた計画の進捗状況

	延長(km)
計画対象延長	95
更新済延長	56(58.9%)
残延長	39

災害拠点や病院等、また各地域に1路線は耐震管を整備することを目的とし、令和15年度までに更新済延長100%を目指す

※令和5年度末時点

## ●災害復旧の流れ

### 第1次応急復旧工事(混乱期)地震発生から7日

導・送水管および配水池から災害拠点・医療福祉施設までの管路の被害状況調査・漏水箇所の応急復旧工事を実施

### 第2次応急復旧工事(復旧期)7日目～14日目

配水池から各避難所までの管路の被害状況調査・漏水箇所の応急復旧工事を実施

### 第3次応急復旧工事(復旧期)14日目～1か月

診療機関・公共施設・一般住宅等までの管路の被害状況調査・漏水箇所の応急復旧工事を実施  
自治会単位に1箇所を目安に仮設応急給水栓を設置

### 基幹管路耐震化のメリット

- ・断水被害が減少
- ・災害復旧時間の短縮
- ・復旧箇所が減少するため、応急復旧の時間が短くなる

# ●用途別・口径別の有収水量および給水収益の状況（令和5年度見込）

## ① 用途別

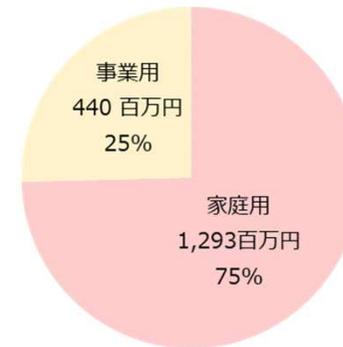
(消費税込)

用途		有収水量(千m <sup>3</sup> )	給水収益(百万円)
家庭用	家庭用	6,651 (66.5%)	1,074 (62.0%)
	集合住宅用	1,204 (12.0%)	219 (12.6%)
	計	7,855 (78.5%)	1,293 (74.6%)
事業用	営業用	927 (9.3%)	184 (10.6%)
	事務所用	321 (3.2%)	66 (3.8%)
	官公庁用	321 (3.2%)	72 (4.2%)
	工場用	577 (5.8%)	118 (6.8%)
	計	2,146 (21.5%)	440 (25.4%)
合計		10,001	1,733

＜有収水量＞



＜給水収益＞



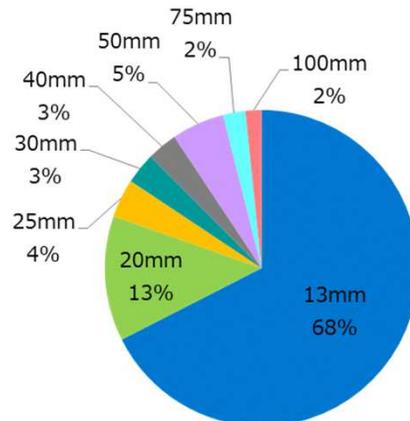
家庭用の比率が約8割を占めている

## ② 口径別

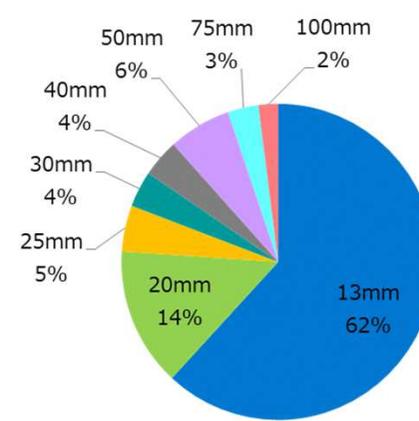
(消費税込)

口径	有収水量(千m <sup>3</sup> )	給水収益(百万円)
13mm	6,754 (67.5%)	1,072 (61.9%)
20mm	1,278 (12.8%)	246 (14.2%)
25mm	397 (4.0%)	82 (4.7%)
30mm	318 (3.2%)	64 (3.7%)
40mm	314 (3.1%)	67 (3.8%)
50mm	544 (5.4%)	112 (6.4%)
75mm	231 (2.3%)	55 (3.2%)
100mm	165 (1.6%)	35 (2.0%)
合計	10,001	1,733

＜有収水量＞

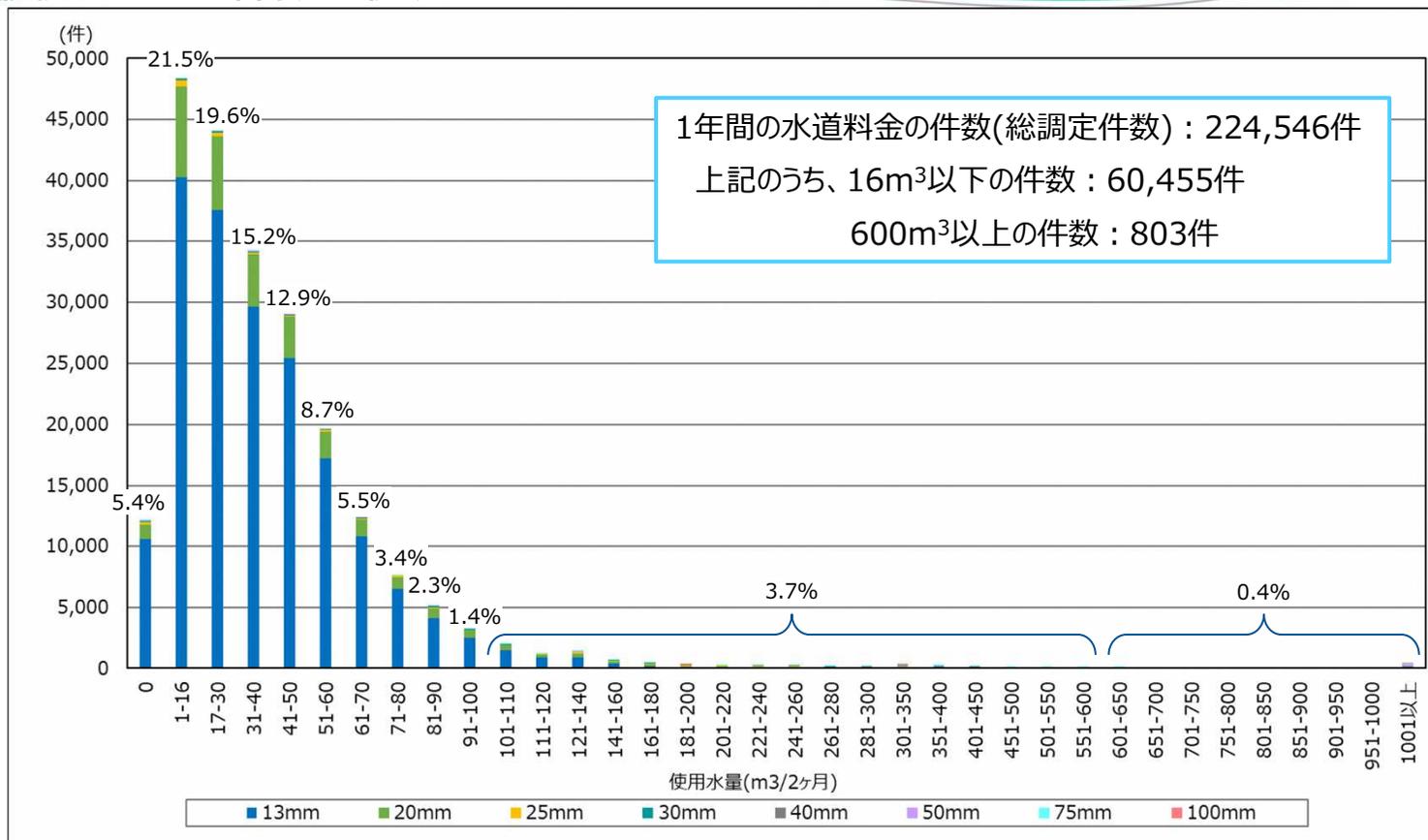


＜給水収益＞



13mm、20mmの利用者が全体の約75%を占めている。

## ● 使用水量別件数の状況



※件数は延べ件数を示す。(年6回の検針×給水戸数)

- 基本水量※1以内(16m<sup>3</sup>以下)の利用者が最も多く、「0m<sup>3</sup>」の方も含めると、全体の約27%を占める。
- 大口需要者(600m<sup>3</sup>以上※2)の件数割合は、全体の1%以下。

※1 基本料金に付与される一定水量。1か月あたり8m<sup>3</sup>。(口径13mm、20mmのみ)

※2 袋井市水道事業の各種計画では、1月の使用量が300m<sup>3</sup>以上(1日の使用量が10m<sup>3</sup>以上)を大口需要者として設定。

## ● 遠州広域水道と自己水源のコスト比較 <中間報告>

### ① 三川水源の年間費用

	費用(千円)	費用の説明
一年当り施設費	14,162	施設の建設費(井戸、ポンプ、ろ過機等)を法定耐用年数で割った費用
年間管理費	4,796	動力費、薬品費、施設維持費(ろ材交換等)、管理費
合計	18,958	

※年間管理費は令和5年度実績

※遠州広域水道  
天竜川や太田川のダムを水源として、静岡県企業局が管理・運営する寺谷浄水場を介して供給される水を市が購入している

### ② 受水費との比較

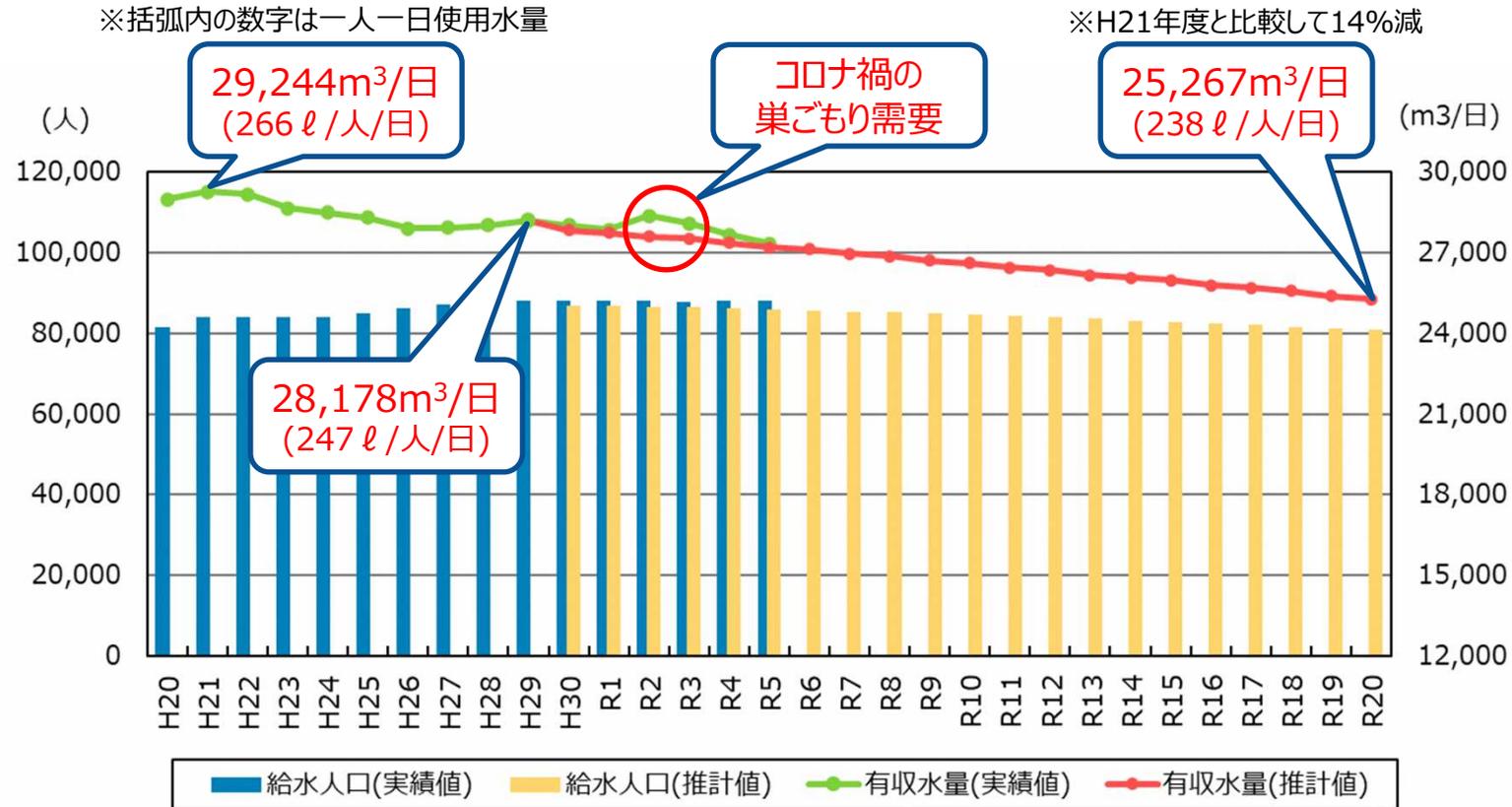
	単価(円/m <sup>3</sup> )	費用の説明
遠州広域水道受水費(単価)	44.00	基本料金：33円/m <sup>3</sup> 、使用料金：11円/m <sup>3</sup>
自己水源(三川水源)供給単価	82.37	= 18,958千円 ÷ 230,149m <sup>3</sup> (三川水源の年間取水量)
差 額	-38.37	

今後、他の水源の年間費用についても算出する予定

- ・自己水源の方が割高であるが、災害時のリスク分散の観点から、自己水源も継続して使用。
- ・受水量と自己水源の割合は、令和5年度実績で「8：2」  
(総配水量：11,044千m<sup>3</sup> 受水量：8,764千m<sup>3</sup>)

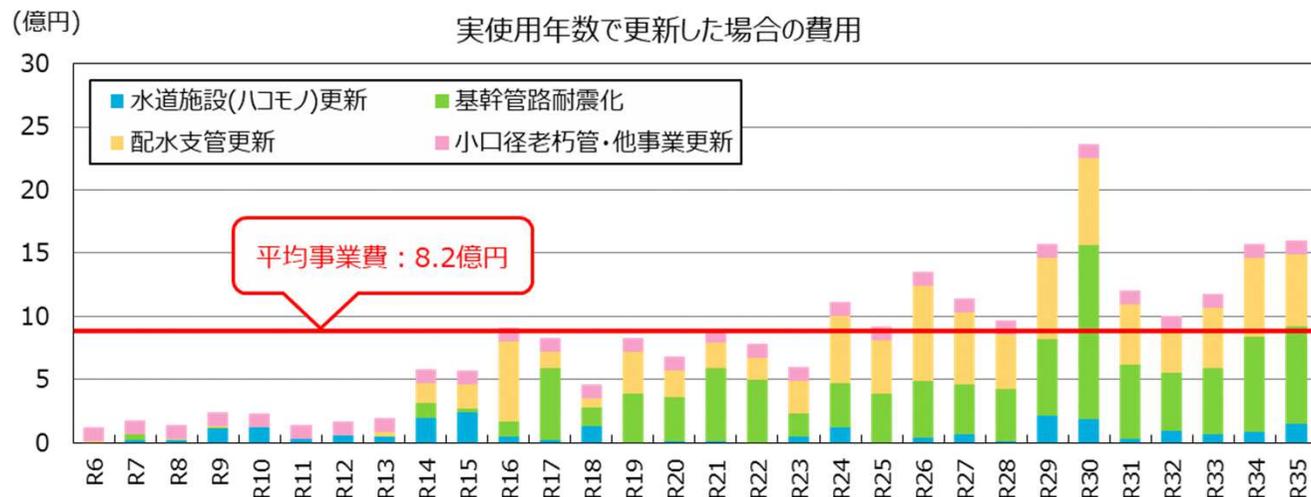
## 2 財政収支見通しについて

### (1) 有収水量と給水人口の予測（H30年度推計値）



- H30～R5の実績値について、有収水量、給水人口ともに推計値と概ね同程度の結果
- 人口が緩やかに減少するとともに、水量についても、家族構成や節水機器の普及により、一人当たりの使用水量は減少している

## (2) 今後の水道施設における更新需要の見通し（R5年度見直し）



実使用年数  
法定耐用年数に対し、  
実際の使用年数や参考  
文献、他事業体の事例  
を基に設定した使用年数

	事業費
ハコモノ	8,000万円
基幹管路	3億円
配水支管	3億3,000万円
小口径管	1,000万円
他事業関連	1億円
合計	8億2,000万円

※出典：令和5年度 アセットマネジメント計画更新業務委託 報告書

- ・H30策定のアセットマネジメント計画では平均事業費は6.0億円であったが、R5見直しで平均事業費が8.2億円に増加。
- ・工事費が増加した主な要因は、人件費や材料費の高騰、水道工事の積算基準の改定(経費率の見直し)であり、これらにより1.5倍にコストが増加。また、他事業関連事業(計画道路、土地区画整理等)を追加。

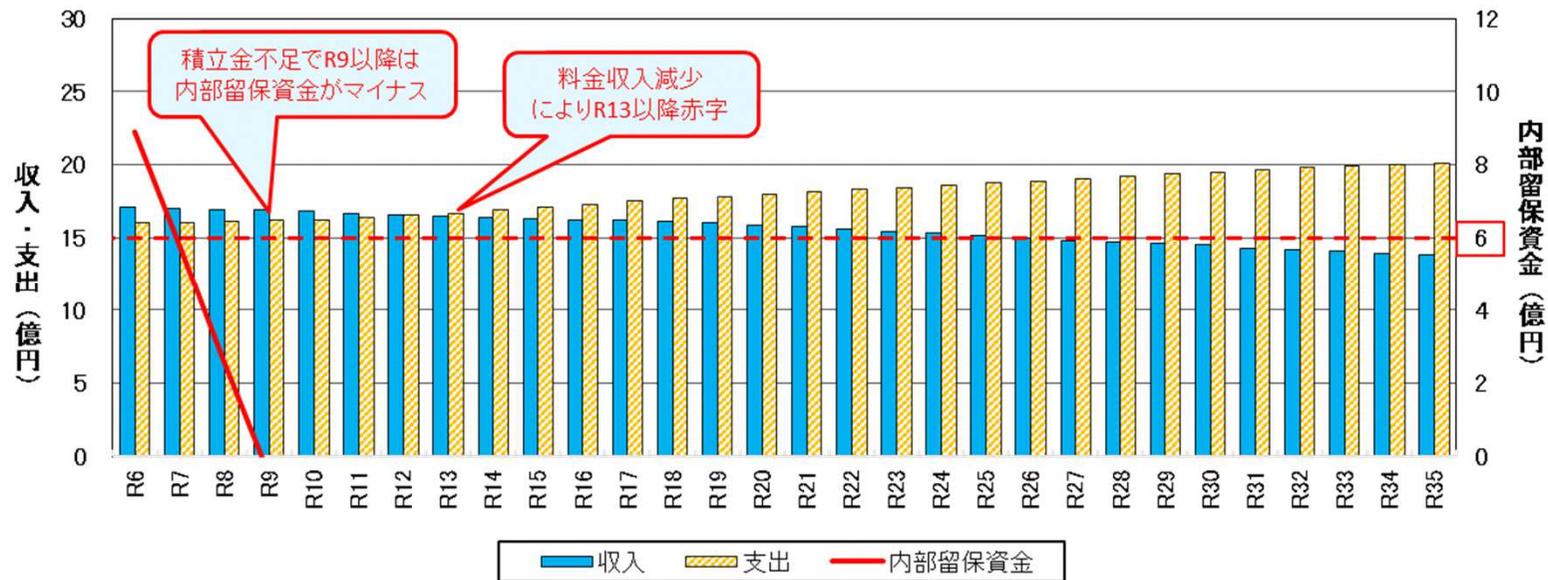
- ・実使用年数を超えない範囲で事業費を平準化（管路更新工事については、前倒しで工事を実施）
- ・施設を健全な状態で維持し、かつ、水道の安定供給のためには、年間8.2億円の事業費が必要

### (3) 財政収支見通し

- 検討ケース1【耐震化継続：料金据置】

水道料金を据え置いて、老朽管更新(耐震化)第2次計画を継続した場合

<収益的収支の見通し>



給水人口や有収水量減少に伴い料金収入が減少し、令和13年度以降赤字となる。

損益の減少に伴い、積立金不足となり、令和9年度以降、内部留保資金※がマイナスとなる。

※内部留保資金は、積立金(建設改良積立金等)と損益勘定留保資金の合計(第1回資料P.13参照)



手持ちの資金が無くなり、経営が破綻する

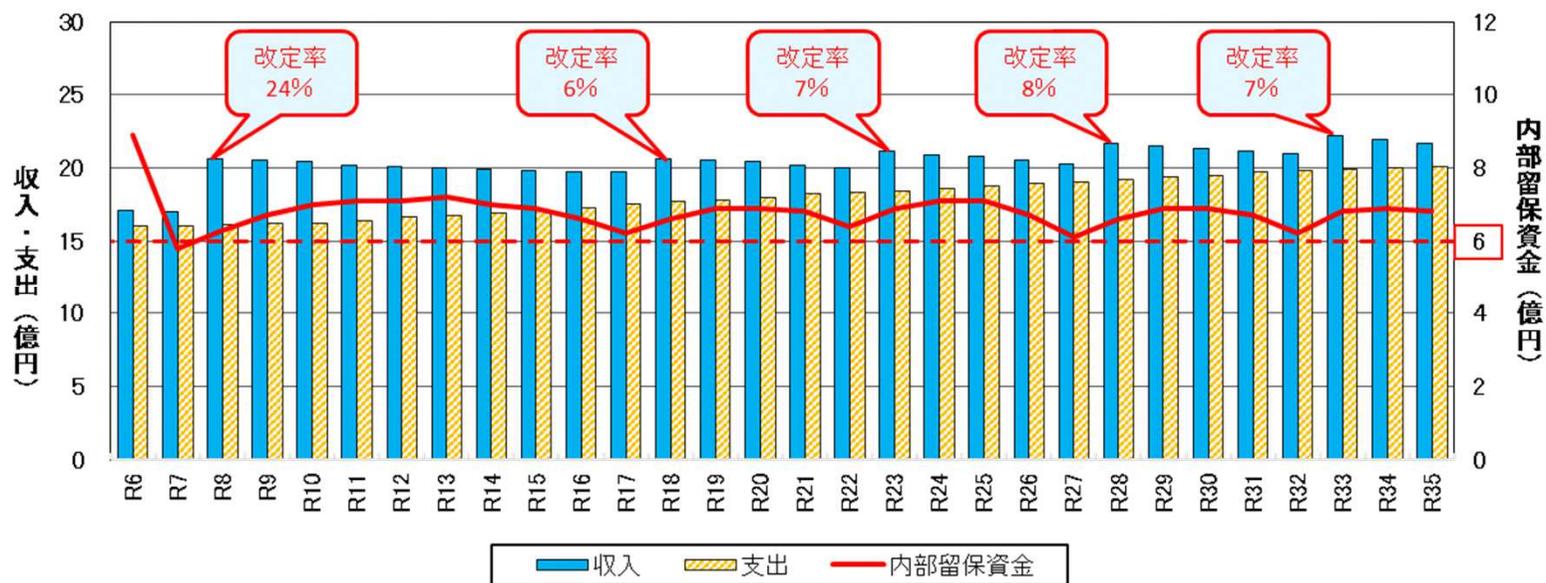
● 検討ケース2【耐震化継続：財源確保】

料金改定を実施し、老朽管更新(耐震化)第2次計画に基づき、令和15年度までに耐震化を進めた場合

<財政シミュレーションの検討条件>

- 収益的収支を黒字で維持
- 内部留保資金を「6億円」確保 (資金繰り：3億円 基幹管路更新(耐震化)事業費：3億円) ※前回資料P.13参照

<収益的収支の見通し>



料金改定率を24%にすることで、計画どおりに耐震化を進めることができ、建設改良費不足分に充てる財源や資金繰りに必要な資金(内部留保資金)を確保できる。

最低6億円の内部留保資金を確保するためには、年間20～21億円の料金収入が必要。

R13年度は収益的収支が黒字で、かつ、内部留保資金も6億円確保されているため、料金改定は不要の見込み

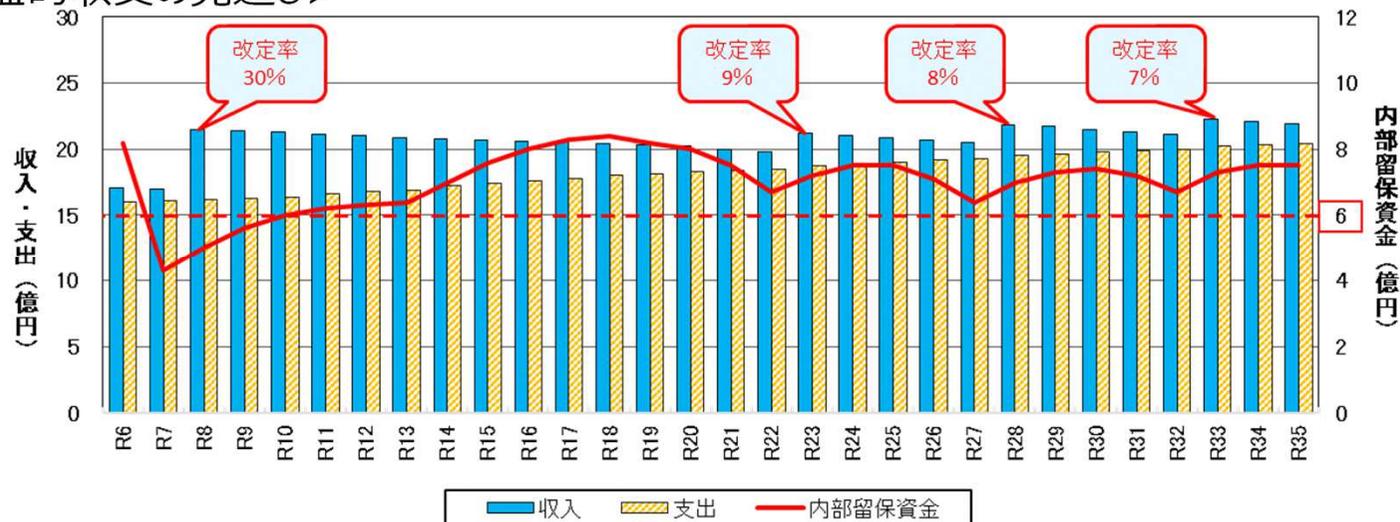
## ● 検討ケース3【耐震化促進：財源確保】

料金改定を実施し、老朽管更新(耐震化)第2次計画に基づく基幹管路の耐震化を令和13年度までに前倒した場合

### <財政シミュレーションの検討条件>

- 耐震化推進を想定し、老朽管更新(耐震化)第2次計画に基づく基幹管路の耐震化の目標年度(R15)を2年前倒し(R13)して事業を推進
- R13までの年間事業費を8.2億円から9.3億円に増額(R14以降は8.2億円)
- 収益的収支を黒字で維持
- 内部留保資金を「6億円」確保 (資金繰り：3億円 基幹管路更新(耐震化)事業費：3億円) ※前回資料P.13参照

### <収益的収支の見通し>



料金改定率を30%にすることで、計画を2年前倒して耐震化を進めることができ、建設改良費不足分に充てる財源を確保することができる。そして、令和11年度以降は資金繰りに必要な資金6億円(内部留保資金)を確保できる。

R13年度と令和18年度は収益的収支が黒字で、かつ、内部留保資金も6億円確保されているため、料金改定は不要の見込み

令和23年度以降の改定率は、検討ケース2【耐震化継続：財源確保】と同程度。

### 3 料金改定案について

- 検討ケース1から検討ケース3に対する意見をお聞かせ下さい。

検討ケース		改定率		メリット	デメリット
		令和8年度	それ以降		
検討ケース1	【耐震化継続:料金据置】 水道料金を据え置いて、老朽管更新(耐震化)第2次計画を継続した場合	-	-	水道料金を据え置いたため、市民の負担は変わらない。	給水人口や有収水量減少に伴い料金収入が減少し、令和13年度以降赤字となる。 損益の減少に伴い、積立金不足となり、令和9年度以降、内部留保資金がマイナスとなる。
検討ケース2	【耐震化継続:財源確保】 料金改定を実施し、老朽管更新(耐震化)第2次計画に基づき、令和15年度までに耐震化を進めた場合	24%	R18以降 6~8%	基幹管路の耐震化が計画通り図られる。 令和8年度の改定率はケース3よりも低いため、利用者の負担感が軽減できる。 内部留保資金が確保されるため、安定的な経営ができる。	料金改定により利用者の負担が増加する。
検討ケース3	【耐震化促進:財源確保】 料金改定を実施し、老朽管更新(耐震化)第2次計画に基づく基幹管路の耐震化を令和13年度までに前倒した場合	30%	R23以降 7~9%	基幹管路の耐震化が計画よりも前倒して進められる。 内部留保資金が確保されるため、安定的な経営ができる。	耐震化事業を促進するため、ケース2よりも負担が大きくなる。

## 4 水道料金の料金体系について

### (1) 袋井市の水道料金の構成

**基本水量** : 基本料金に付与される一定水量のこと

**基本料金** : 使用の有無に係わらず支払う料金のこと

**従量料金** : 使用量に応じて支払う料金のこと

(2ヶ月分・消費税10%込)

口径	基本水量	基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)			
			1~16m <sup>3</sup>	17~50m <sup>3</sup>	51~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~
13mm	16m <sup>3</sup>	1,980円	基本料金に 含む	165円	176円	187円
20mm		3,300円				
25mm	なし	3,960円	165円	176円	187円	
30mm		6,050円				
40mm		12,870円				
50mm		22,990円				
75mm		66,330円				
100mm		141,240円				

#### 基本水量

水道の普及と公衆衛生向上を目的に、基本料金に付与される一定水量のこと。この水量の範囲では実使用水量の多寡に関わらず料金は定額となる。本市では口径13mmと20mmに基本水量16m<sup>3</sup>が付与されており、2ヶ月の使用量が16m<sup>3</sup>以下の場合、水道料金は基本料金のみとなる。

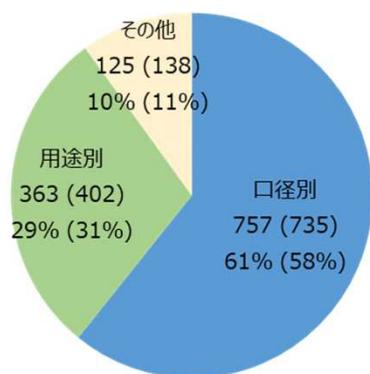
#### 逓増度

逓増度は最高区分の従量料金単価を最低区分の従量料金単価で除した値  
 $187円 \div 165円 \approx 1.1$   
 逓増段階は3段階

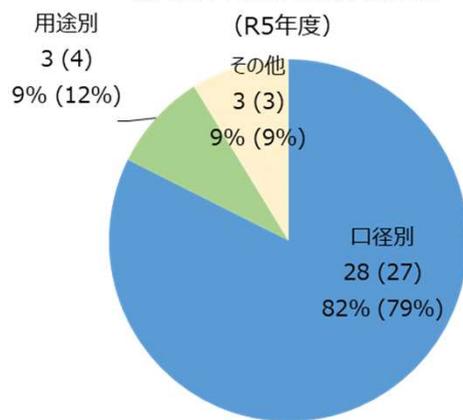
## (2) 口径別・用途別料金体系について

料金体系	特 徴
口径別料金	水道メーター口径の大きさによって水道料金を決める方法。使用量が概ね水道メーター口径の大小に対応していることから、 <b>需要に応じた費用負担の公平性と料金体系の明確性が確保できる。</b> 【現在の袋井市の料金体系は口径別を採用】
用途別料金	使用用途を基準として料金に格差を設定する料金体系。用途の相違を各需要者の負担能力ないしサービス価値の差と認識して、 <b>生活用水の低廉化を図るという公共性を重視した料金体系。</b> 用途の区分及び設定単価の差異が政策的かつ恣意的であり、 <b>客観性に欠ける</b> という問題があるため、用途別料金体系を採用する事業体数は減少傾向である。 【用途区分：家事用、営業用、工場用、公衆浴場用など】

全国の料金体系別事業体数  
(R5年度)



静岡県の料金体系別事業体数



料金体系	事業体数	主な事業体
口径別	28	袋井市、静岡市、浜松市、磐田市、掛川市 他23事業体
用途別	3	東伊豆町、西伊豆町、函南町
その他	3	河津町、南伊豆町、松崎町

出典:水道料金表 (公社)日本水道協会

※括弧内の数字は、H30年度の事業体数および割合



全国、県内の傾向としては用途別から口径別料金へ変更する流れ

### (3) 基本水量について

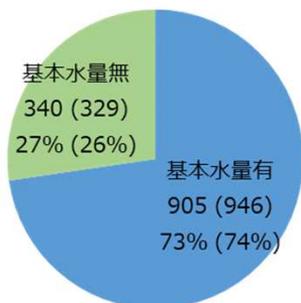
基本水量付与の目的	基本水量付与の課題
公衆衛生の向上	公衆衛生は向上し目的は達成されたが、制度は継続されている。
生活環境の改善	基本水量以下の使用者が全体の1/4を占める。(資料P.7参照)
社会政策的配慮 (一般家庭料金の低廉化)	使用量に応じた料金になっていないため、不公平感が生じる。

#### 【袋井市の基本水量の考え方】

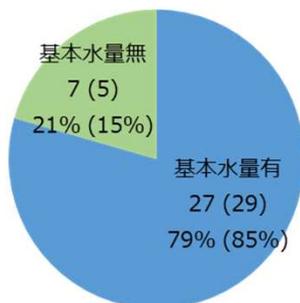
袋井市の一人一日平均使用水量：245 ℓ/日 (R5実績値)

∴ 245 ℓ/日 × 30日 = 7,350 ℓ ≒ 8m<sup>3</sup> ⇒ 生活用として、毎月8m<sup>3</sup>程度は使用していることから、8m<sup>3</sup>で設定

全国の基本水量別事業体数  
(R5年度)



静岡県の基本水量別事業体数  
(R5年度)



出典:水道料金表 (公社)日本水道協会

※括弧内の数字は、H30年度の事業体数および割合

#### 基本水量の取り扱いに関する国等の方針

●サービスの対価としてみた場合の節水インセンティブ(動機付け)の付与、負担の公正性、また、経営効率化等の視点から、**既存の基本水量制のあり方を検討**していく。

(平成16年 水道ビジョン(厚生労働省))

●基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう**漸進的に解消するものとし**、**経過的に存置**することはやむを得ない。

(水道料金算定要領)

基本水量	事業体数	主な事業体
なし	7	静岡市、浜松市、島田市、伊豆市、伊豆の国市、富士市、湖西市※
8m <sup>3</sup>	6	袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、森町、大井上水道企業団
10m <sup>3</sup>	20	牧之原市、焼津市、下田市等 県中東部の事業体
13m <sup>3</sup>	1	小山町

※湖西市は令和7年4月の料金改定で基本水量廃止予定

※磐田市は8m<sup>3</sup>と4m<sup>3</sup>の2段階

	メリット	デメリット
基本水量を維持した場合	基本水量以下の少量使用者にとっては、節水を意識せずに使用できる。	基本水量以下の少量使用者にとっては、料金が変わらないため不公平感がある。
基本水量を廃止した場合	基本水量以下の使用者の不公平感が無くなる。節水意識が高まる。	これまで基本料金に含まれていた基本水量分の使用量を従量料金として支払う必要がある。

全国や県内の傾向としては、公衆衛生の向上を図る目的の達成や、単身世帯の増加に伴う不公平感等を考慮し、基本水量を廃止する事業体が増加

➡ 基本水量の維持・廃止についてご意見をお聞かせください。

## (4) 基本料金について

基本料金とは……

- 各使用者が水使用の有無にかかわらず、徴収される料金

総括原価とは……

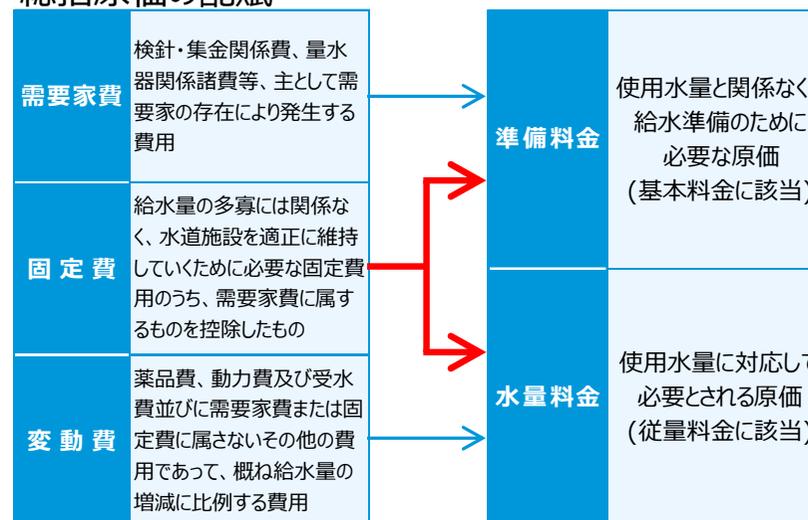
- 料金算定期間における料金対象原価額であり、営業費用(人件費、薬品費、修繕費等)に資本費用(支払利息、資産維持費)を加算した額。水道料金算定の根拠となる原価。

固定費は基本料金に全額充てるべきであるが、**水道事業は装置産業であるため、固定費の割合が高い**。そのため、固定費の全額を基本料金として回収すると、基本料金が著しく高額となり、その反面、従量料金が著しく低なる。これは生活用水の低廉化という料金設定の目的にそぐわず、そのまま当てはめることは性質上好ましくない。そのため、固定費は次頁に示す「**①負荷率**」、「**②施設利用率**」、「**③最大稼働率**」のいずれかの方法で準備料金と水量料金に配分される。

### 総括原価の内訳

	需要家費	固定費	変動費
人件費	検針・集金、量水器関係部門人件費	需要家費及び変動費以外の人件費	時間外勤務手当、特殊勤務手当(給水量の増減に伴うものに限る)
薬品費	-	-	全額
動力費	-	-	全額
修繕費	検針や集金に必要な機器、量水器等の修繕費	配水管の漏水修繕等の修繕費等	-
受水費	-	基本料金	使用料金
減価償却費	検針や集金に必要な機器、量水器等の減価償却費	管路等の構造物やポンプ等の機器類の減価償却費	-
支払利息	検針や集金に必要な機器、量水器等の購入に要した支払利息	管路等の構造物やポンプ等の機器類の整備に要した支払利息	-
資産維持費	検針や集金に必要な機器、量水器等の更新に必要な資産維持費	管路等の構造物やポンプ等の機器類の更新に必要な資産維持費	-

### 総括原価の配賦



出典:水道料金算定要領 (公社)日本水道協会  
水道料金改定業務の手引き (公社)日本水道協会

## 総括原価に基づく料金収入に対する基本料金収入および従量料金収入の割合

固定費の 配分基準	固定費の準備料金への 配分算定式	内 訳	R5		特徴
			基本料金	従量料金	
実績値		基本料金： 474,979千円 従量料金： 1,100,043千円	30.2% (22.6%)	69.8% (77.4%)	
① 負荷率	$\frac{\text{最大給水量} - \text{平均給水量}}{\text{最大給水量}}$	基本料金： 256,126千円 従量料金： 1,318,896千円	16.3% (18.5%)	83.7% (81.5%)	基本料金割合は低く抑えられるが、最大給水量以上の施設能力維持(非常時対応用等の予備的能力)に要する費用を従量料金で賄う必要がある。
② 施設利用率	$\frac{\text{浄水施設能力} - \text{平均給水量}}{\text{浄水施設能力}}$	基本料金： 677,179千円 従量料金： 897,843千円	43.0% (40.7%)	57.0% (59.3%)	基本料金割合が最も高く、事業経営の安定性が向上するが、料金改定の影響が大きい。
③ 最大稼働率	$\frac{\text{浄水施設能力} - \text{最大給水量}}{\text{浄水施設能力}}$	基本料金： 612,499千円 従量料金： 962,523千円	38.9% (33.8%)	61.1% (66.2%)	基本料金割合は中庸であるが、基本料金収入で賄うべき予備的能力の維持に必要な費用は確保される。

最大給水量 : 32,789m<sup>3</sup>/日

平均給水量 : 30,176m<sup>3</sup>/日

浄水施設能力 : 51,280m<sup>3</sup>/日 = 41,200m<sup>3</sup>/日(県水契約水量) + 10,080m<sup>3</sup>/日(自己水源)

※括弧内の数字は、前回懇話会時(R1)の値

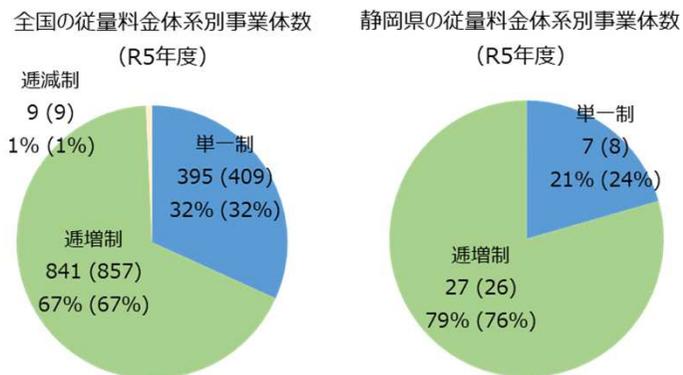
- 事故や点検による浄水施設の休止、浄水施設の更新なども考慮して、**最大給水量に加えて一定の余裕を持った予備的な施設能力を保有する必要がある。**

出典:水道料金改定業務の手引き 平成29年3月 (公社)日本水道協会

前回の料金改定では、上記の方針に則り、「③最大稼働率」で設定した基本料金割合の「34%」を目指すべきとの結論になったが、少量使用者の負担増を考慮して中庸値の「29%」に設定。(料金改定前は「23%」)

## (5) 従量料金の料金体系について

料金体系	特 徴
単一制	給水単位に対応する従量料金が単位当たり等額である料金体系。 「水道料金算定要領」(日本水道協会)では、従量料金は水使用の多寡にかかわらず単一料金としている。
逦増制	使用水量の増加に伴い、従量料金単価が高額となる料金体系。 水資源保護の観点から <b>大口需要の抑制効果</b> を有し、また、 <b>一般家庭料金の負担軽減効果</b> があるが、 <b>水需要減少傾向の現状</b> にあっては、 <b>収入減への影響</b> が大きい。
逦減制	使用水量の増加に伴い、従量料金単価が低額となる料金体系。 <b>需要を促進する効果</b> を有し、また、 <b>大口需要者の地下水への切替抑止効果</b> もあるが、 <b>少量使用者への負担</b> が大きくなる。



出典:水道料金表 (公社)日本水道協会  
※括弧内の数字は、H30年度の事業体数および割合

### 厚生労働省の逦増型料金制度に対する見解

- 従量側、逦増側に偏った料金体系は、需要減少に伴う収益減少時代には、**固定費部分の料金回収**ができなくなる恐れがある。
- 装置産業である水道事業は、安定経営のためには設備投資に係る費用を基本料金で回収すべきだが、利用者への影響が大きいため、**徐々に従量側、逦増側に偏った料金体系を見直す**べき。

出典:新水道ビジョン 平成25年3月 厚生労働省健康局

- ・袋井市ではH28年度料金改定で、逦増段階を5段階から3段階へ、逦増度を1.3から1.1に改定(大口使用者と少量利用者の差が小さい)
- ・県内事業体の従量料金体系については、前回懇話会以降(R1年度)、1事業体(御前崎市)が単一制から逦増制に変更

## (6) 料金体系の基本方針

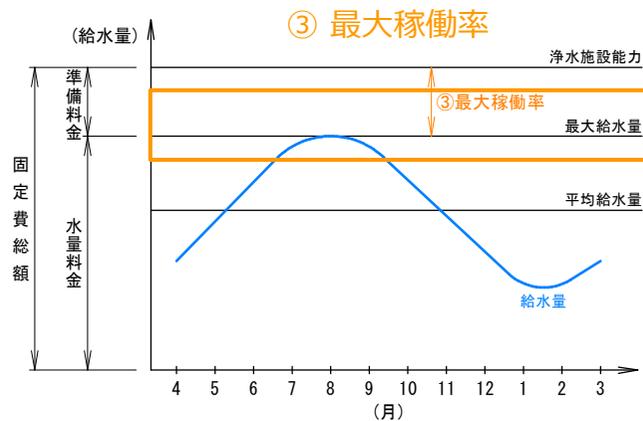
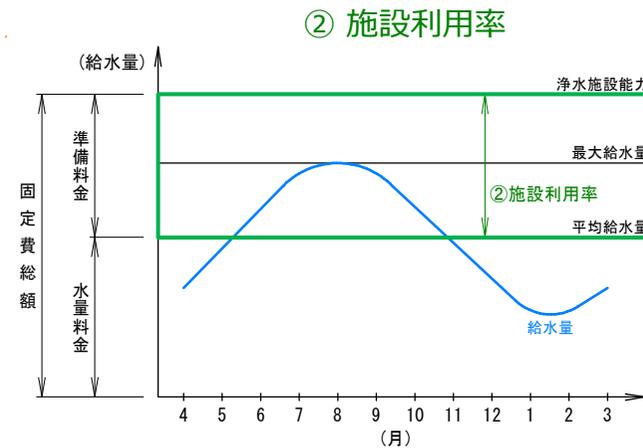
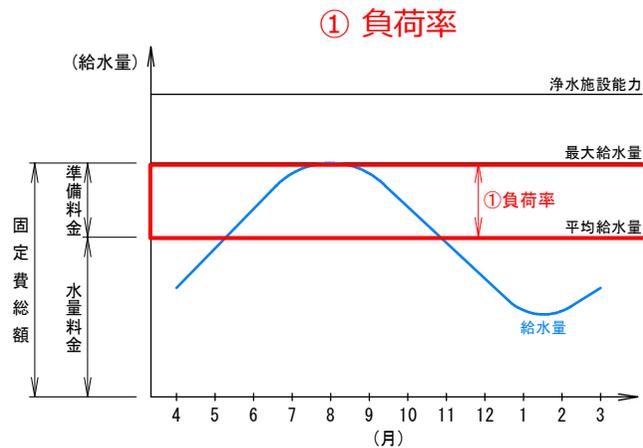
これまでの懇話会や意見書の内容を踏まえて、次回懇話会における検討項目は以下のとおりです。

項目	説明	現在の袋井市の状況	どれが望ましいか？
口径別・用途別料金体系	口径別か用途別の選択	口径別	口径別 or 用途別
基本水量	基本料金に付与される水量	16m <sup>3</sup> (2ヶ月)、8m <sup>3</sup> (1ヶ月)	そのまま or 廃止
基本料金	使用の有無に係わらず支払う料金 ※基本料金を高くすると料金収入が安定するが、少量使用者の負担感が大きくなる。	13mmの場合 1,980円(2ヶ月) 990円(1ヶ月)	最大稼働率で設定した基本料金割合を目指す(R5：38.9%) or 少量使用者の負担を考慮して再検討
従量料金体系	単一制か逦増制か逦減制の選択	逦増制	逦増制 or 単一制 or 逦減制
従量料金	使用量に応じて支払う料金	17～ 50m <sup>3</sup> ：165円/m <sup>3</sup> 51～100m <sup>3</sup> ：176円/m <sup>3</sup> 100m <sup>3</sup> 以上：187円/m <sup>3</sup>	基本料金とのバランスを勘案して設定 or 単一料金
逦増度	最高区分の従量料金単価 ÷最低区分の従量料金単価	1.1	そのまま or 単一料金
水量区分数	従量料金単価の区分数	3	そのまま or 区分無し

# 【参考資料】(4) 基本料金について(P.18、19)

## ＜固定費の配賦方法＞

- ①**負荷率** : 平均給水量を超えて最大給水量までの給水能力は常に維持する必要があるため、その分を固定費として配分するという考え方
- ②**施設利用率** : 浄水施設能力のうち平均給水量以上の施設能力は非常時等のために維持する必要があるため、その分を固定費として配分するという考え方
- ③**最大稼働率** : 浄水施設能力のうち最大給水量以上の施設能力は非常時等のために維持する必要があるため、その分を固定費として配分するという考え方



## <計算例(負荷率の場合)>

総括原価の内訳

	需要家費	固定費	変動費	合計
R5実績値	154,667千円	1,268,235千円	152,120千円	1,575,022千円

負荷率による固定費の配賦式 ※最大給水量、平均給水量はR5実績値(単位：m<sup>3</sup>/日)

$$\frac{\text{最大給水量} - \text{平均給水量}}{\text{最大給水量}} = \frac{32,789 - 30,176}{32,789} \div 0.080$$

$$\therefore 1,268,235\text{千円} \times 0.080 = 101,459\text{千円} \Rightarrow \text{準備料金分}$$

$$1,268,235\text{千円} - 101,459\text{千円} = 1,166,776\text{千円} \Rightarrow \text{水量料金分}$$

準備料金と水量料金の計算

$$\text{準備料金} : 154,667\text{千円} + 101,459\text{千円} = 256,126\text{千円} \Rightarrow \text{基本料金収入}$$

$$\text{水量料金} : 152,120\text{千円} + 1,166,776\text{千円} = 1,318,896\text{千円} \Rightarrow \text{従量料金収入}$$